

令和8年度第1回兵庫県障害福祉審議会 議事要旨

1 日 時 令和8年9月1日（火）15:15～17:30

2 場 所 ラッセホール2階ローズサルーン

3 議 題

- (1) 障害福祉審議会委員等の一部改選について
- (2) 第3期ひょうご障害者福祉計画 骨子・本文案
- (3) 第8期兵庫県障害福祉実施計画 骨子案

4 内 容

(2) 第3期ひょうご障害者福祉計画 骨子・本文案

【事務局説明】

■事務局 資料2～4により説明

【提案及び意見交換】

■A 委員

昨年度から分科会を開いて丁寧に意見を拾い上げてもらったと感じている。

一足飛びに全てうまくいくことはないと思うが、もう一度確認のために伝えたい。「心のバリアフリー」という表現について、資料4の8ページのコラムに丁寧に書いてもらっていて、要は、対等な立場で対等な対応をしていくことが前提になるということに分かってもらえると思うが、国も含めて「心のバリアフリー」の言葉のイメージが強すぎるので、それをいつまで使い続けるのかというのが、次の計画に向けた視点で大事だと思う。

例えば、兵庫県でも、障害者支援課が今はユニバーサル推進課という課に変わり、そこはバリアフリー推進課ではない。ユニバーサルという言い方で、多様性であったり、一人一人違うということが分かるようにできている。だが、なぜか国の指針では「心のバリアフリー」推した。この言葉がどこから出てきているのか調べていくと、文部科学省が、子どもに思いやりや優しさを教えていくためのバリアフリーノートを作っており、それを学校の現場で使っているということだったが、現場の先生に聞くとほとんど使っておらず、「心のバリアフリー」という言葉は、行政用語上、便宜上使っているようだ。

私が言いたいのは、やはり、ダイバーシティ、多様性。一人一人違うということだ。障害があるとかないとか、そういう基準ではなくて、一人の人間として、きっちり認めて、前向きに自分事として皆が考えていこうという考え方が、今回の計画をスタートに論議が進められ、いずれ「心のバリアフリー」という言葉が使われずに、別の表現でお互いの尊重に繋がるようになって良い。今回は、「対話」とか「それぞれの立場で」という表現が丁寧にちりばめられているということが、とても良かった。

2点目は、旧優生保護法について。旧優生保護法の裁判が起きて、知事会見で昨年も謝罪があったが、「不幸な子どもの生まれない運動」については謝罪は無かった。謝ったら良いということではなく、不妊治療や強制堕胎が問題として挙げられているが、当時良かれと思

って必要のない外科手術を受けた結果、いろいろな不都合が出てきている。そのことは一般的に知られていないということも踏まえたうえで、このコラムが出てきた。真摯に反省しなければならないという言葉に基づいて、これから先、その人が、ありのままに生きていけるような兵庫県の仕組みをどう作っていくのかという意思表示。今後は、良かれと思ってという発想で当事者の意見を聞かずに決めていくことを止める覚悟、決意を、コラムではあるが触れてもらったことは一歩前進になったと思う。

■B 会長

資料4の8ページのコラム、心のバリアフリーに関しては、A委員が以前からおっしゃっており、旧優生保護法に関しては、C委員、E特別委員はじめ、これをどうやって県計画に書くかというところであった。私もこれを読んだ時は、ここまでオープンに書くかと驚いた。

1点目に関しては、A委員の言うように、将来的にこの言葉を使わなくて済むためにはどうすればいいかということの積み重ねを、県だけでは到底無理なので、市町においても、普及啓発その他を含めてやっていく。前回、合理的配慮を「理にかなった工夫の積み重ね」としたように、より理解しやすいというか、お互いにということこそ、この3年5年でやっていければと思う。

■C 委員

先ほどA委員もおっしゃったように、丁寧に各分科会からの意見をまとめて反映してもらったことに感謝したい。それから、これもA委員がおっしゃった資料4の8ページのコラムでは、上の欄に心のバリアフリー、下の欄に旧優生保護法について書かれているということで、我々が確認しておきたいのは、何からフリーにならないといけないかということだ。はっきりとは書いていないが、その対象に優生思想があり、優生思想からフリーにならないといけないということがこの並びから想起されているということは、理解してもらえるとありがたい。もちろん、心のバリアフリーに代わって多様性という言葉も考えられるが、それにしてもいろいろ批判はある。そのことも含めてこのコラムの内容だと理解したい。

また、質問だが、自立という言葉を使うことについて、分科会からの意見ということで尊重しないといけないと思いつつ、自立という言葉を採用した理由を教えてほしい。

■事務局

特別委員会において、自立という言葉が計画の中にないので、自立という言葉を使ってもらえるとありがたいという意見をいただいた。自立という言葉は、自ら意思決定して自分がやることを自分で決めるという意味でも使われるし、自立支援医療など障害福祉の分野でよく使われる言葉である。自分の思うように意思決定し、自分の思いの通りに生きることができるとい意味で、自立という言葉は重要だと事務局としても考えたため、参加分野に自立という言葉を入れたという経緯である。

■C 委員

そのように自立を捉えてもらっているのであれば異論はないが、この計画は一般の方もご

覧になるので、一般的に自立という言葉がどう捉えられるかを考えると、もう少し工夫の余地があると思う。権利条約でも自立という言葉が使われており、英語で **independence** という言葉なので、使うことを否定している訳ではないが、自己決定や、自己決定が難しい方もおり、意思決定支援ということも最近は言われているので、自立を、自分で決める、自分の生活を自分コントロールできるという意味合いで使うのであれば、一般の方もご覧になることを踏まえて、例えば、自分の意思が尊重されるとか、そういう言葉の方が良いのではないか。

■B 会長

おっしゃるとおり、国語辞典で自立と引くと、ここで議論している自立とは全く違うイメージで、何にも頼らないこととか、いわゆる介護保険の身辺自立が一般に認識される可能性がある。せっかく心のバリアフリーと旧優生保護法のコラムがあり、本文案は 12 月でも議論があるので、例えば、半ページぐらいのコラムで、自立とは、身辺自立等の手段的なものとは次元が違い、自らがというところを、意思決定と絡めて説明する文章があると、より伝わりやすいのではないか。むしろここでは、それを自立として浸透させていくのだというふうになるかもしれない。提案として出しておく。

■D 特別委員

特別委員会で自立という言葉を入れたらどうかと提案したのは私だが、その時に、自立というものを考えた時、今おっしゃられたことももちろん入るが、人に頼ること、人の依存先をたくさん増やせば、それは自分にとっての自立になるのだという思いがあったので、申し上げた。コラム的な形で入れるのであれば、そういう観点からのまとめもしてもらえるとありがたい。

■B 会長

サービスを使いながら、あるいは依存先、たくさん繋がりを増やしていきながら生きていくということは、十分に自立なのだという事は、私も強調したいと思う。

■E 特別委員

旧優生保護法について、記載は十分だと思う。ただ、先ほど A 委員もおっしゃったように、これからどう取り組んでいくかというところだと思う。

■B 会長

実際に各事業でどう取り組んでいくのかは、おそらく 12 月等でまた議論になるかと思う。

■F 特別委員

資料 4 の 7 ページ、「差別解消と権利擁護の推進」の一番下のところに、「●」で、今後さらに検討を深めていく施策ということになっている。以降のページでも「●」のところがあがるが、前回の計画でも同じようなところに「●」が入っている。これは、今後も何かあって

の「●」なのか。2032年にめざす施策の中に入っていないのか。

■B 会長

事業部分なので、12月には変わっている可能性がある。なお、私の記憶では、以前、差別解消ではなく禁止条例を制定すべきという意見が複数の委員から提案されたが、その時に、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例を制定することで包括的ということで、一旦凍結されている。今後、もしかすると時代が変わってきて、解消条例、もしくは1歩進んで禁止というところまでいくのかは、現時点で未定かと思うが、事務局、いかがか。

■事務局

差別解消条例については、県全体の施策の中で、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例という形で条例ができたところだが、差別解消については、差別解消推進協議会や、その他、差別解消の県の取り組みを踏まえて、今後も引き続き、県として必要性について検討していくという考え方である。

■B 会長

未定というところだと思うが、F特別委員、いかがか。もう1歩前に進めてほしいという意見か。

■F 特別委員

1歩前に進めてほしいと思うが、他にも資料4の14ページなどに、同じように「●」がついている。検討中かとは思っているが、前回と変わってないのはいかがでしょうかと思い質問した。

■事務局

各分野の施策については、基本的には前回計画を基本としつつ、例えばコロナ対応のような明確に打ち出さない事業を削ったり、授産品をここいへんに変更するなど、名称や固有名称が変更になったものの修正を行う等の変更を行っている。今回の審議会で大まかな方向性が決まれば、決定した方向を基本として、国の概算要求等も考慮しながら、庁内で検討を進めていくため、内容が変わる可能性がある。本文案は12月の審議会でもう一度お示しすることとなっているので、またその際によろしく願います。

■B 会長

実際に、やる・やらないということを、今日決めてしまうのは難しいので、こういう意見があったということで、願います。

■G 委員

訂正要望ではないが、感想として述べたい。

理念を書いて、実現すべき社会がこうで、県としてこうするなら、その間に、国はどうか、他の団体、企業はどうか、あるいは個人がどうか。県はこういう役割

をしますよという振り分けがあるはずで、そこをどう考えているのかというのが1点。

次に、「心のバリアフリー」の話があったが、要は、我々が心にバリアを持っているから悪いのだという指摘だと思うが、多分それは、心のバリアを維持して強化するような仕組みがあるからだと思うので、それをどうするのかという視点はどうなのかというのが1点。

また、旧優生保護法について、ストレートに書いてもらってはいるが、ではこういうことが二度と起こらないようにするために、どこが悪くてどこをどうすれば良かったのかというのはどうなのかという感じがした。さらっと書いてある印象だ。

さらに、自己決定。これはすごく大事だと思う。現時点では、まずそれだと思うが、自己決定の先にあるものは、自己責任であるので、この先の自己責任をどうするのか。メディアリテラシーにもそういう面があるように、情報を、正しいものも間違っているものも危ないものも、すべて提供した上で、選別するのは個人の責任ですよという一面もあると思うので、書きにくいとは思いますが、視点としてはそういうところもあれば良いように思った。

■B 会長

1点目の、県がどうするのかは、まさにそれがこの本文になるが、それに対する国等の動向は前段のところで書かれることになると思うので、個別の部分で、国はこう、県はこう、というような段階的な書き方には、前回もそうだが、なっていないと思う。

バリアがかえって強化される、あるいは旧優生保護法に関して、かつてどこが悪かったのかというところは、書くことによって、今後どうしていくのかという本質が薄まっていく可能性もあるので、そのあたりは事務局で検討してもらえればと思う。

また、自己責任も、そこまで書くと、これは行政計画で、まずは行政としては、自己決定を徹底的に尊重し支援していくスタンスがあるので、自己責任をどうするかというのは、私も見えていないところはある。

■G 委員

いずれも訂正要望ではないので。

■事務局

今回は、第2章、第3章と、今後の取り組みの方向性ということを中心に議論いただき、先ほど指摘いただいた国県市町それぞれの役割分担については、また第1章と、今回資料として提示していないが、国の動きなども含めて記載していきたいと考えている。また、旧優生保護法それぞれの対応については、個別施策の中で、予算の状況も踏まえて、事業名を12月の審議会に提示できるよう、しっかり意見をいただき、計画に記載できればと考えている。

(3) 第8期兵庫県障害福祉実施計画 骨子案

【事務局説明】

■事務局 資料5～7により説明

【提案及び意見交換】

■E 特別委員

3点ほど。1つは、資料5の8ページ、福祉施設の入所者の地域生活への移行について、地域移行者数と施設入所者数があるが、もう一つ、最近問題になっているのが、施設入所待機者数の把握だ。全部の自治体が行っている訳ではなく、兵庫県内でもなかなかやれていないところ、やっているところがあるが、これは単に施設の定員が足りているかどうかを把握するという問題ではなく、その人がどう生活したいのか、施設に入りたいのか、施設以外のいろんな選択肢がないから施設なのか等、実態を細かく調べていく必要があると思う。全部の市町がやれていないという問題もあるが、やはり県がそれらを分析する必要があると思っている。

次に、就労の部分で、福祉施設からの一般就労ではないかもしれないが、重度障害者が国の制度でヘルパーを使いながら働くという選択肢も出てきた。兵庫県内の市町ではそのような働き方がまだまだ少ない状況である。働き方の1つとして広めていきたいと思っているのでそういうデータも取ってほしいと思う。

また、最近、災害が多い。避難時は、一次避難は指定避難所に行って、そこから二次避難所として福祉避難所があるということだが、重度障害者は移動が難しい。重度障害者が、災害が起こって避難するまでのプロセスが、なかなか見えてこない。努力義務ではあるが、各市町が個別避難計画をどれだけ作っているか、あるいは福祉避難所をオープンにしているのかしていないのか、そのあたりも、ある程度、県のほうで知っておく必要があると思う。

■B 会長

最終的には、市町がどういう事業でどう取り組んでいくかにかかってくる部分がある。例えば、重度障害者の就労のヘルパーに関しては、それをよしとするかどうか、支給決定するのが市町になるので、それを県として技術的助言していくということは必要になってくようなかと思う。

避難所に関しても、これを開設し、二次避難所をどうしていくのか。このあたり、圏域計画を立てる時などに、市町にヒアリングするのも良いかと思う。記憶では、かつて県で、災害に関する計画を作ろうとした時に、市町によっては、消防ベースで作った計画と、福祉ベースで作った計画とがあり、全然トーンや色合いが違っていたこともあったりしたので、そういう実態把握なども踏まえて、県計画等で何らかの指標を示すことができたかなと思う。

そして、待機者調査はどうだろうか、今から12月までというのは多分間に合わないか。参考だが、大阪府は毎年、待機者の状況をオープンにしておりホームページで見られる。実際に市町がしっかり聞いて支給決定しているのかとか、どういう理由で待機しているのかということが全部わかるような形になっているので、それを一定参考にしながら、今後、具体目標に反映させていくということはある得ると思う。今から、全市町にデータを求めても多

分難しいと思うが、何の参考にもならないことはないと思うので、また検討願いたい。

■事務局

待機者の関係だが、国の方でも、障害者の地域移行支援を踏まえた障害者支援施設のあり方に係る検討会が開催されており、待機者の考え方も議論になっている。やはり、障害者自身がその施設に入所したいと言っているのかどうか、また、複数の施設に入所したいと言っていることをどう待機として捉えるのか。待機者の概念自体が非常に難しいということ。そして、入所施設のみならず、グループホーム等を含めて、住まいのあり方を検討すべきでないか等いろいろな意見があり、全国的にも待機者を数字としてとして捉えているのは少ないという状況もある。現在、再び検討会を開催していろいろ議論している最中であり、この検討会自体がどこまでとりまとめられるかが報告されていないため、県としても国の議論をもう少し踏まえて、待機や住まいの状況について計画にどのように位置づけるか、議論していきたいと考えている。

■B 会長

大阪府の調査結果でいうと、家族の意向の割合も相当あった。何をもって待機というのかは、言うように大事な線引きをしなければならないと思う。

■H 委員

1 点は感想というか、ありがたいと思っているのが、高次脳機能障害に対する支援。今まで入っていなかったが、肢体障害者の中には、高次脳機能障害の方がすごく多い。それに対する支援は今まで本当になかったので、ありがたいと思っている。

それともう 1 点、先ほどの住まい方の問題。グループホームに関しては、全く不足している。特に、重度心身障害者に関してはあまりなく、入りたいと思っても、入れるところがない。これに対して県はもう少し図ってほしい。

最後にもう 1 点。のぞまないセルフプランと書いてあるが、のぞまないという表現はどうかと思う。セルフプランというのは、自分のことで、自分で言いたいこともたくさんある。人づてにお願いして、それが 100%通るかと言うと、それも難しい問題だ。セルフプランを無くすのは原則であるが、「のぞまない」という部分をもう少し考えて表現してもらえるとありがたい。

■B 会長

「のぞまない」というのは、国も使っているので、正確な意図というのを、どこかコラムのような形で、誤解を招かないようなところに設けられれば良いと思う。本来は、相談員が付いても付かなくても、プランというのは、本人の意思があつてのものなので、本来は全てセルフプランであるべきだけれども、この意図は、相談支援専門員がしっかり付くということを行っているというのが、誤解のないように伝わっていかないといけない。相談支援専門員が全部決めてしまうという意味ではないというのを、大事にしたいと思う。

重度のグループホームに関しては、市町が整備の目標を立てていく時に、重度者が入れな

いという問題は全国でも聞くので、兵庫県が今回メリハリが効いていると思うのが、総量規制について、国はグループホームも含めて対象にしているが、兵庫県はあえてここ外しているというのは、やはり住まいの場が足りないというのは、取り上げてはいけないだろうという意図かと思う。

■事務局

兵庫県のグループホームの利用定員数は、令和元年の概ね 5 千から、令和 6 年には概ね 8 千くらいと、かなり増えており、入所施設の定員を上回っている状況である。一方で、ご指摘のとおり、重度障害、医療的ケアや強度行動障害を有する、それから障害支援区分が高い方のグループホームが不足しており、市町や団体からの要望も高いところである。平成 30 年の報酬改定で日中支援型の重度障害者に対応できるグループホームや、県の独自事業として医療支援型グループホームの整備も進めているので、そういった観点から、12 月の審議会で総量規制等については議論いただく方向にしているが、今のところ、重度者の支援の必要性を踏まえて、グループホームについては総量規制を行わない方向で考えている。

また、のぞまないセルフプランについては、これも国の審議会等で議論があり、かなり市町によってセルフプランの策定率が違う。それは、相談支援専門員が不足している状況の中で、安易にセルフプランに誘導する、それを、のぞまないセルフプランと言っている。もともとセルフプランというのは、本人のエンパワーメントを高めるということで制度的には認められている状況であるが、プランを作る専門性を有する、特に障害児等にとってみれば、その保護者がプランを自分で策定するのは相当な知識も必要である。そういった意味では、自分でプランを作成することを誘導するのは望ましくない観点から、のぞまないセルフプランをできるだけ減らして、その分相談支援専門員や相談支援体制を強化していく方向で、県も考えているところである。

■A 委員

セルフプランというのは、言葉の位置づけが混同されている。我々の整理では、障害がある人は全て、どんな支援が必要であっても、セルフマネジメントといって自分のことは自分で決める・選ぶことができる人という前提で支援が必要である。計画相談が必要なのに相談員がいないため行政がセルフプランをすすめる状況を無くそうというのが、のぞまないセルフプランを無くすということであり、自分でプランを書くという人には、これからも自分で書くことが保障されている。また、これも国が検討しているが、児童期のセルフプランというのは多くは保護者が書いており、これを本当にセルフプランとして認めて良いのかどうかは大きな問題で、子の都合と親の都合は違うのに、どうしても親の都合で計画を立ててしまうと、総量規制でも出てきているように、放課後等デイサービスなどが増えてしまう。

また、成果目標で、「保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置」、「インクルージョン推進」と書いてあるが、これが実は大事。親の意見だけでいくと、どうしても放課後等デイサービスが増えてしまうが、本当に大切なのは、地域の中で、障害のある子もない子も寄り合い重なり合って暮らしていく場、例えば、学校であったり、公民館、児童館などであるわけで、そういうことをトータルで見た時に、どうやればインク

ルーションが進んでいくのかということ考えた上での計画なのに、サービスありきになっているから、サービスを使う時の計画、また、相談員がいないからセルフで、という何をやっているか分からないというのが今の状況だと思う。

もう1点、地域移行支援と地域生活支援拠点整備のことは、切り離してはいけないと考えているが、計画で見ると別物に見えてしまう。地域生活支援拠点というのは、今、3つの機能が要と言われており、1つはコーディネーターを設置する、もう1つは緊急時の重度障害者の受け入れ支援を充実する、3つめが地域移行に向けた動機付け支援に関わること、例えば自立体験をする場を作っていくことなどが、機能として必要と言われている。県内41のうち32市町は整備ができていると言うが、整備したから地域移行者が増えているかというと、そうではない。地域移行者と地域生活支援拠点整備の連動性、関係性を重視していかなければ、整備してよかったです終わってしまう。

また、重度障害者が働く場面でのヘルパー利用についてもそうだし、大学に重度障害者が通うときにもヘルパーが使えるようになった。大学が合理的配慮でヘルパーを用意しなければならないということではなく、地域生活支援事業の中の制度を使って大学に行くようになっている。兵庫県内の状況はどうかというと、最近は割と、市教委や県教委が、高校まではヘルパーを活用して通学するということができるようになっているが、一方で、高等教育へ行った時には、明確な財源確保がないというのが一番の問題である。以前から県にもお願いしているが、国連の総括所見では、施設入所支援だけでなく地域生活支援にも予算をきっちり配分して、地域生活の充実を図るようという勧告が出ているにも関わらず、今は、国庫負担基準を超えると、あとは市町でやるように丸投げしている状況がある。重度者の就労や高等教育を保障するためにどうしたらいいかということは、もういい加減に決めていかないといけない。国に対する予算措置も含めて、こういった形で支援ができるようになればいいと思う。

最後に待機者問題についてだが、過去、兵庫県では待機者数をあげていたが、待機者数というのは入所が必要と誤解されるから、待機者数という言葉はやめてほしいと言ったことがある。なぜかと言うと、居宅にいろんな支援が入って生活すれば本来入所しなくて済む人も待機者の中に入っている等というのはあまりにも安直すぎないかということで、兵庫県では、待機者数はあげなくなった。一方で、計画相談が本当に一人一人に必要な形であたっているかどうかは大きな課題で、支援付き意思決定ということを今後進めていく時に、本人の思いを聞き取る仕組みを強化するのが、相談支援や市町の役割になってくる。それが、実施計画に出てきてほしい。

■B 会長

「保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携」というのは、私の意見だが、実は既にある。例えば、要保護児童対策地域協議会だが、市町によっては、障害の有無に関わらず子どもは子どもなのに、障害というのが少し出ただけで関係外だという。そこをベースに考えた方が、障害だけ別で新規に立ち上げるというのは共生社会にならないだろうと思う。

施設からの地域移行ということで言えば、自立支援協議会に、入所施設を拠点として位置付けて仲間入りしてもらい、施設も地域の大事なリソースだという議論を、一体どれだけや

っているのか、市町の温度差は結構ありそうな気がする。

■I 委員

地域に移行することができ、地域でヘルパー等と一緒に暮らしていけるような環境で、いまは暮らしていくこともできると思うが、知的障害者は、親に依存してしまう傾向がある。地域移行する場合も、いいところに当たればいいが、そうもいかないのが、知的障害者の特性であったりする。今は人手が不足していて、全国でいうと大分ではヘルパー事業所がなくなっただというニュースもあった。人材がいてくれた方が、知的障害者の観点からありがたく、一緒に暮らしていける。地域移行すると、周りの目があって、一緒に清掃活動とか一緒に地域で挨拶とか、そういう観点から地域移行するのは知的障害者にはかなり難しい。また、グループホームも今はなかなかない状態で、知的障害が重ければ重いほど、地域移行すると周りの地域の方々の意見が、なぜ知的障害者がここにくるのかという意見も聞いたことがある。障害者がきちんと地域に移行するというのは、周りの住民の協力がなくて成立しない。前も言ったが、知的障害者は、もの言わぬ障害者と言われており、意思疎通ができる子もいれば、できない子もいるので、そこは援助、助けてもらう人が知的障害者には必要になってくる。親などいろいろ協力なしではいけない障害者なので、地域移行に向かない障害の1つでもあるし、失敗例も障害の中ではあるとは思っている。入所施設は必要な方には必要であるが、必要ではない方は、地域移行できる環境であればと思う。知的障害者の地域移行がなかなか進まないのは、理解などの問題。地域で暮らしていくにあたって、ある程度、理解を深めてもらいたいと思っているし、県も力添えしてもらえるとありがたい。

■B 会長

実は福祉サービスは、人とつながるというところを主としたサービスは1つもない。制度が悪いとかサービスが悪いという問題ではなく、ただただ無いというところに問題があって、だからこそ、例えば、社会福祉協議会や地域福祉の重層的支援、公的サービスでそのつながりをどうやって確保していくのかというのは、多分、どの市町も永遠の課題、いま直面している課題だと思う。

■J 委員

我々もいろいろな提言をする中で、やはり人材確保、定着の問題は非常に大きな課題だと思っている。いまI委員がおっしゃった、いかに地域生活、地域移行していくかといった時に、ためになる社会資源は、人で支えられているということがあるので、施設や事業の運営を継続していくことについての人の問題が、やはり一番大きいと思う。今回も、計画を策定していく中で、様々な計画の中身についても、その社会資源を支える人材をどう確保していくか。これは大学の先生方も特に悩まれていると思うが、新たにこの仕事の専門性を目指す学生が極端に減ってしまって、毎年、いわゆる新卒の学生を採用していくのに非常に苦労している。これは兵庫県だけの問題ではなく、全国的な課題でもある。

その時に、話のあったグループホーム。良いグループホームだったらいいというI委員の発言は非常に的を射ているというか、課題だと思っていることでもある。我々としても、例

例えば、強度行動障害を支えるスーパーバイザーの養成や、グループホームの支援力向上ということで、兵庫県と一緒にいろいろ研修会等をやるが、その人材の多様性というのはあって、例えば無資格であったり、未経験の方を大量に雇わざるを得ない、それは決して悪いことではないが、質の担保が課題としては非常に大きい。無資格の人だから施設内虐待等の様々な問題を生んでいるとは私は思っておらず、専門性の高い人でもそういったことは多く出ているので、一概に偏見を持つのは駄目だが、全体の質をどう担保していくか。

国の施策で、後追的な対策として、例えばサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者制度も導入されたが、時間の経過とともに形骸化し、それに対応するために来年度から障害児支援については資格制度がまた必須になるとか、求められる研修や資格がどんどん増えており、それに対応する人材が本当にいるのかという、現場で起こっていることと施策とのギャップが、どんどん乖離していつているような気がする。

そのため、この人材確保のところで、国もそうだが、都道府県の中で、後追いばかりではなく、どうやって確保して定着していくのかというところが、悩ましい課題であると思う。施設も頑張っているが、なかなか確保できないと、地域における資源の定着確保というのが非常に難しい課題だと思う。

■B 会長

入ってから育てるのは、そうせざるを得ない面もあるし、大切だと思う。その際に、A 委員がおっしゃっているように、研修がオンライン・オンデマンドだと、なかなか切実な感じがダイレクトに伝わらない、対面をどうするだということのも、併せて考えないといけない。

■K 委員

資料5の27ページの「ひと」のところで、特別支援学校のことが、5項目中3項目となっているが、実際に、一般の学校が少子高齢化で減っている中で、特別支援学校が増えているというところで、発達障害の子が結構入っている現状があるのかなと思う。その中で、就職で、特別支援学校から一般就労にずっと行けない子が非常に多いのではないかな。今までは、大体は、就労継続支援B型にいつてしまうということで、直B問題みたいなことがあり、就労選択支援ができて、それはちゃんと考慮されて、行くべきところに行けばいいとは思う。一方で、10ページに戻って、福祉施設から一般就労への移行で、そもそも兵庫県が、B型が非常に多いが就労移行が充足していないということがあると思われる中で、B型から就職することを考えなければならないのではないかなという意見も出ている。実際、学校を出て、就職できなければ、就労移行に行くというルートは、非常に多いと思うので、できれば特別支援学校、あと大学・専門学校を出た後に、就労移行、もしかすると自立訓練に2年いつて、就労移行2年いつて、やっと就職できる方々が非常に多いと思うが、その辺の現状に即して、一律に数字だけで、県立特別支援学校高等部から一般就労した卒業生の割合だけで、それがわかるのかという思いは少しある。高等部から一般就労は、従来からいる知的障害の子であれば、いける可能性は高いと思うが、発達障害の場合は、受け入れ側も整っておらず、本人も自分の特性がよくわかっていない状態ということがあるので、キャリア教育をすれば一般就労にいけるというわけではないと思う。その子一人一人に合わせたふさわしい進路を

丁寧にやっているかどうかが大事と思う。

そもそも、その一番の、交流及び共同学習というところから、分かれているから、こういう言葉が出てくるのであって、一緒に、ともに生きていないわけで、分断されている。そういうところを、どういうふうこれからインクルージョンに持っていくのかというところが少し抜けているような気がする。

理念的には、すべての人という方向になっているが、具体的になるほど、手帳を持ってサービスを受けている人限定というイメージがどうしてもある。例えば、資料4の18ページ、こちら「障害特性や状況に応じた多様な就業機会」と書いてあるが、実際のところ、一般就労、福祉的就労というのは、障害者雇用の分類であって、発達障害の場合は、障害枠、一般枠というような部分もあり、若い方々は、診断を受けているけど手帳は取りたくない、一般枠で就労したい、そういう方が非常に多かったです。そこに対して、どういうアプローチするか、障害があるなら障害枠に行けという話ではなくて、そこは、障害状態になったりならなかったりする社会モデルの考え方を踏まえると、鬱状態になって手帳を取っている人も合理的配慮がいるわけで、一般枠だったら合理的配慮がいらないわけではないので、そういうところをどうサポートしていくのがイメージできるような、目指す姿というのがあると、嬉しいなと感じる。

■B 会長

特別支援学校あるいは一般学校から就職までの流れというのが、どこかフローのような感じで図示できると、分かりやすいだろう。それに可能であれば、概ねのパーセンテージとしてこうなっているというのが、フローで示した上での目標数値となれば、より分かりやすい計画になるというご意見として、受け止めた。

また、発達障害の方だけに限らず、最終的には、保護雇用というか雇用率制度でどうこう図るということではなくて、いわゆる合理的配慮、それができていない、だから差別解消という部分でどうなのだという観点で議論できた方が本当は良いだろう。障害だから雇用する・雇用しないという雇用率制度がある限りは、企業によっては、雇用率を達成しているからそれ以上雇わなくていいという変な誤解をしてしまっている企業もあるとかないとか聞いたりしている。

■L 委員

基幹相談支援センターのところで、できてから何年か経つが、それについて、評価や検証についても必要ではないかと思う。

もう1点、セルフプランについて、いろんな理由でセルフプランを作っている人もいると思うし、逆に、相談支援員を付けていても、本心では相談員が付くことを望んでいないケースもあると思う。そこで、セルフプランを選択している人が、どういった理由でセルフプランを選択しているのか、相談員を付けている人なら、現状それについて満足しているのか、問題はないと思っているのか、そういった実情を把握することも、相談支援体制の充実・強化を図っていく上で必要なのではないかと思う。それと、計画相談も、始まってからかなり年月が経つが、本当にそれが有効に、何か役に立って生活が変わったりしているのかという

ことも含めて、そろそろ検証が必要ではないか。

■B 会長

指摘いただいた点は、広く考えると、いずれも質としてどうなっているか。このあたり、県もそうだが、できれば市町で、質の検証というところで、3年ごとに行う計画策定の実態調査等で本人への聞き取り等ができればと思う。また、把握できるデータがあれば、計画の段階で示してほしい。

それでは時間になったので、ここで言い尽くせなかった意見は、後日、意見表で提出することとし、それも踏まえて12月に確定していくという流れでよろしいか。

それでは、本日の議事は以上で終了する。

5 会議後意見票

(2) 第3期ひょうご障害者福祉計画 骨子・本文案

■M オブザーバー

- ・あらゆる場面での支援付き意思決定支援について、検討することが必要だろう。

■I 委員

- ・全体的に、障害者の子育て支援が項目に入っていない。
- ・特別支援学校の性教育が必要。
- ・大分ではヘルパー事業所が無くなったが、兵庫県では人員確保はどうするのか。

■N 特別委員

- ・資料4の12～13ページについて、そもそも心の中にバリアが作られないような教育環境を目指してほしい。特別支援学校、学級を増やすよりも、通常学級の1クラスの定員を減らして、障害のある子も同じクラスで学べるように行政が方針転換してほしい。

■D 特別委員

- ・ひと分野について、今回の計画の中で「様々な場で共に学び・・・」の様々な場という表現が、大人になってもという意味を込めてこの表現を使用したと説明があったが、場とするとインクルーシブ教育システムの中でも言われているように「可能な限り同じ場所」ということと混同され誤解されてもいけないので、「様々な機会を通して」などの表現の方が無難ではないか。
- ・また、ひと分野について、子どもについての表記の中（障害のある子どもが自立するための地域連携の強化）では、医療的ニーズへの対応と医療的ケアの必要な者に対する表記があるが、医療的ケアについては法改正もあり、医療的ケア者についても保障されるようになったと認識しているが、他の記述の所には、医療的ケア者についての保障が記述されていない。参加分野のどこかに、医療的ケアが必要な者へのアプローチとしての内容が記入されていれば嬉しい。

- ・参加分野について、「多様な社会参加・参画」という表現を使うのならば、能動的主体的とあるため、「多様な社会参加・主体的な参画ができる社会」と主体的を入れ込んではどうか。

■O 特別委員

- ・意思決定について、知的障害者では、本人が伝えることが困難な場合、家族等の協力が必要である。

(3) 第8期兵庫県障害福祉実施計画 骨子案

■C 委員

- ・成果目標について、国の基本指針があるために、例えば「協議会を設置する」という設定はやむを得ないと考える。ただ、計画のモニタリングのためにも、設置された協議会などでどのようなことが話し合われ、何が課題として浮かび上がってきたのか、などの「内容」をしっかりと本審議会に報告できるようにしていただきたい。
その意味では、活動指針において、資料5の20頁にある「2 精神障害者を地域全体で支える体制の構築」の「2」において新たに「活動状況の把握」が盛り込まれたことは評価したい。同じように例えば「4 発達障害者等に対する支援」の「6」でも「開催回数及び活動状況の把握」、「5 高次脳機能障害者に対する支援」の「2」でも「開催回数及び活動状況」というふうにしてはどうかと考える。

■N 特別委員

- ・「就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合」R6 年度実績が41.5%（R8 年度目標 50%）となっている。就労移行支援事業所を利用しても半分以下の人しか一般就労できない。全国平均は6割程度のようなが、さらに低い。事業所の質、利用者の状況は様々で、数値だけで測れない面もあると思うが、通っても就労できない事業所に利用者の時間と福祉の財源が消費されているとしたらもったいない。総量規制の対象にもなっていない。目標値になるように、県として何か働きかけはあったのか。
また、「就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合」R6 年度実績 40.4%（R8 年度目標 25%）となっている。これは数値が高いほうがよいと思うが、目標の方が低いのはなぜか。
上記2点、福祉事業所を利用しても成果が得られなかった利用者が多いことが残念だ。
- ・放課後等デイサービスの内容が療育よりも預かりに軸があるのなら、福祉の財源をたくさん使ってやらなくても、通常の学童保育に人員を付けて対応すればよいのに…と思う。

■E 特別委員

- ・地域移行の課題で、施設入所から地域生活中心へ政策を転換し、「どんなに障害が重くても地域で暮らし続けられるロードマップ」を新たな障害福祉計画の柱に位置づけてほしい。
施設入所者数の純減目標とともに、在宅生活の継続や施設から地域への移行を支える住ま

い、訪問系サービス、相談支援体制などの仕組みを示し、基盤整備目標を明確にしてほしい。

- 地域移行者数だけでなく、新たに施設へ入所した人数と施設入所者総数を継続的に把握し、施策の実効性を検証してほしい。
- 施設入所待機者の実態調査を行い、待機者数だけでなく、「親亡き後への不安」「家族介護の限界」「地域生活を希望しているが支援が不足している」など、待機理由と必要な支援こそが重要で、その把握をし公表してほしい。
- 施設入所やグループホーム利用に際して、本人への丁寧な説明と意思確認を徹底し、意思決定支援を強化してほしい。特に知的障害者について、家族や支援者の判断だけでなく、本人の希望を記録し、支援に反映する仕組みが必要。
- 重度訪問介護、居宅介護、移動支援などの在宅サービスを充実させ、県営・市営住宅や空き家の活用、小規模で地域に根ざしたグループホームなど、地域で暮らすための社会資源を整備してほしい。障害者が「施設しか選べない」のではなく、「地域で暮らすことを選べる」ための地域資源を、質と量ともにより充実させることが必要不可欠。

以上